

1 認可・確認について

- ・認可…学校法人、社会福祉法人等が事業を行う際に必要
- ・確認…施設・事業を給付による財政支援の対象とするのに必要

	施設・事業	認可権者 確認権者	対応する基準
認可	保育園 幼稚園 認定こども園	県	県が策定
	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	市	家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準（認可基準）
確認	保育園 幼稚園 認定こども園	市	特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の運営に関する 基準（運営基準）
	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育		

→市が基準を策定

2 家庭的保育事業（地域型保育事業）等について

・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4事業が「家庭的保育事業等」として位置づけられ、子ども・子育て支援新制度における給付の対象となった。

地域型保育事業の位置付け				
認可 定員	19人	小規模保育	事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内 保育
	6人	居宅訪問型 保育	事業主体：市町村、 民間事業者等	
	5人	家庭的保育	事業主体：市町村、民間事業者等	事業主体：事業者等
	1人			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域特)

### 3 給付の支給認定について

幼稚園、保育園又は、家庭的保育事業等を利用するときは、支給認定を受ける必要がある。（確認を受けない幼稚園を利用する場合を除く）

→市は、「保育の必要性の認定に関する基準（支給認定基準）」を策定。

### 4 基準策定について

新制度の施行準備に関して、次の2つの基準が規定されている。

従うべき基準 …国が定める基準に従い定めるべきもの

参酌すべき基準…国が定める基準を参酌（参考）して定めるべきもの

従うべき基準	○必ず適合しなければならない基準 基準の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める基準は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌（参考） すべき基準	○異なる内容を定めることが許容されるもの 地方自治体が十分参酌した結果、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

## 5 新制度の施行準備に関する各基準

### 5-1 認可基準

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

P4~P5

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業が、新制度において市町村の認可基準として位置づけられたことから、各種事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）を定めるもの

### 5-2 運営基準

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

P6~P7

保育園や幼稚園などの施設や家庭的保育事業等を行う事業者が、給付を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準を定めるもの

### 5-3 支給認定基準

(保育の必要性の認定に関する基準)

P8

保護者の申請に基づき、市が保育の必要性の認定をしたうえで、給付を支給する仕組みとなることから、保育の必要性に関する基準を定めるもの

5-1 認可基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）【小規模保育事業】

主な項目（基準類型）		国基準案			朝霞市 基準案
		A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)	
資格要件・職員数 (従うべき基準)	保育者	保育士	保育士+保育従事者 (保育士割合1/2以上) ※保育従事者は必要 な研修を実施	家庭的保育者 (+家庭的保育補 助者)	同左
		保健師又は看護師を1人に限って保育 士としてみなすことができる			同左
	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名		0~2歳児 3:1 (補助者有5:2)	同左
設備・面積基準 (参酌すべき基 準)	保育室等	0・1歳児…乳児室又はほふく室 2歳児…保育室			同左 +原則1階
		0・1歳児 1人 3.3㎡ 2歳児 1人 1.98㎡		0~2歳児 1人 3.3㎡	0~2歳児 1人 3.3㎡
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 面積：2歳児以上の幼児1人につき3.3㎡以上			同左
給食設備・ 職員（従うべき基 準）	給食	自園調理（連携施設や同一事業者が運営する他の社会福祉 施設等からの搬入及び調理業務委託等も可）			同左
	設備	調理設備（連携施設等からの搬入とする場合については、 提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求める）			同左
	職員	調理員（調理業務を委託する場合や搬入施設からの搬入を 行う場合は置かないことができる）			同左
嘱託医		嘱託医			同左
連携施設（従うべき基準）		保育内容の支援・卒園後の受け皿			同左
		経過措置として5年間、設定を求めないことができる			同左

5-1 認可基準（家庭的保育保育事業等の設備及び運営に関する基準）【小規模保育以外の事業】

主な項目（基準類型）		国基準案				朝霞市 基準案
		家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業	
			定員19人以下	定員20人以上		
資格要件・ 職員数 (従うべき基 準)	保育者	家庭的保育者 (必要な研修を修了し た保育士、保育士と同 等以上の知識及び経験 を有すると市長が認め る者 +家庭的保育補助者 (必要な研修を修了し た者)	保育士+ 保育従事者 (保育士割合 1/2以上) ※保育従事者は 必要な研修を実 施	保育士	家庭的保育者 (必要な研修を 修了した保育 士、保育士と同 等以上の知識及 び経験を有する と市長が認める 者	同左
	職員数	0~2歳児3:1 (補助者を置く場合 5:2)	小規模保育(A 型、B型)と同 様)	保育所と同様 (0歳児3:1 1・2歳児6:1)	0~2歳児 1:1	同左
設備・ 面積基準 (参酌すべき 基準)	保育室等	保育を行う専用居室: 1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡必 要)	小規模保育(A 型、B型)と同 様	保育所と同様(乳 児室又は保育室、 医務室等)	-	同左 + 原則1階
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭(付近 の代替地含む)	屋外遊戯場(付近の代替地含む)			同左
	面積:2歳児以上の幼児1人につき人3.3㎡以上					
給食設備・ 職員 (従うべき基 準)	給食	自園調理(連携施設や同一事業者が運営する他の社会福祉施設等からの搬入及び調理業務委託等も可)			保育者による調 理及び食事の提 供は行わないこ とを基本とする	同左
	設備	調理設備	調理室			
	職員	(連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当 たって必要な加熱、保存等の調理機能を求める) 調理員(調理業務を委託する場合や連携施設等からの搬入を 行う場合は置かないことができる)				
嘱託医	嘱託医				-	同左
連携施設 (従うべき基準)	保育内容の支援 卒園後の受け皿	保育内容の支援	-		障害、疾病等の 程度を勘案し て、集団保育が 著しく困難であ ると認められる 保育を行う場 合、障害児入所 施設等の確保が 必要	同左
		卒園後の受け皿		同左		
	経過措置として5年間、設定を求めないことができる					-

5-2 運営基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

主な項目（基準類型）		国基準案（基準類型）	朝霞市基準案
利用定員に関する基準	最低数との関係（従うべき基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・認定こども園：20人以上</li> <li>・家庭的保育事業：5人以下</li> <li>・小規模保育事業：6人以上19人以下（C型は10人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育事業：1人</li> </ul>	同左
運営に関する基準	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意	施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、保護者に対して、同意を得なければならない（従うべき基準）	同左
		【説明項目】（従うべき基準） ①運営規程の概要②職員の勤務体制③利用者負担等	同左
		【説明方法】（参酌すべき基準） 保護者の申出に応じ、電子ファイル等の交付も可十丁寧な説明	同左
	運営規程の策定（参酌すべき基準）	運営規程は、以下の事項について定めることとする ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） ⑥利用定員 ⑦施設の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項	同左
	応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない（従うべき基準）	同左
【正当な理由】 定員に空きがない場合や、定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）等		同左	
【定員を上回る場合の選考方法】…選考方法の明示が必要 ・教育標準時間認定（1号）を受けた子どもの場合…「抽選」、「先着順」「教育・保育に関する設置者の理念」に基づく選考。 ・保育認定（2号、3号）を受けた子どもの場合…保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し選考（従うべき基準）		同左	
勤務体制の確保等（参酌すべき基準）	施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上を図るため、必要な研修の機会を確保しなければならない	同左	
子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）（従うべき基準）	現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を定めることとする ①利用児童の平等取扱い、②虐待等の禁止、③懲戒に係る権限の濫用防止	同左	

5-2 運営基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

主な項目（基準類型）	国基準案（基準類型）	朝霞市基準案	
運営に関する基準	秘密保持、個人情報保護（従うべき基準）	施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない	同左
		現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じる	同左
		小学校や他の教育・保育施設等、その他の機関に対して、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者の同意を得る。	同左
運営に関する基準	事故防止及び事故発生時の対応（従うべき基準）	<p>【事故の発生（再発）防止】</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備する</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う</p>	同左
		<p>【事故発生時の対応】</p> <p>①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行う</p> <p>②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う</p>	同左
運営に関する基準	評価（自己評価等）（参酌すべき基準）	施設・事業者は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める また、定期的に外部の者などによる評価についても受審に努め、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努める	同左
運営に関する基準	苦情処理（参酌すべき基準）	施設・事業者は、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる	同左
		施設・事業者は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	同左

5-3 支給認定基準（保育の必要性の認定に関する基準）

主な項目	国基準案		朝霞市基準案
保育の必要性事由	右欄のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。	同左
		②妊娠、出産	同左
		③保護者の疾病、障害	同左
		④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	同左
		⑤災害復旧	同左
		⑥求職活動 ・起業準備を含む	同左
		⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む	同左
		⑧虐待やDVのおそれがあること	同左
		⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	同左
		⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	同左
区分 (保育必要量)	保育標準時間	11時間	同左
	保育短時間	8時間	同左
	下限時間	1ヶ月48～64時間の間で市町村が定める時間	1ヶ月あたり64時間
優先利用	「優先利用」の対象として考えられる事項 (例示)	①ひとり親家庭	同左
		②生活保護世帯	同左
		③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	同左
		④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	同左
		⑤子どもが障害を有する場合	同左
		⑥育児休業明け	同左
		⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	同左
		⑧小規模保育事業などの卒園児童	同左
		⑨その他市町村が定める事由	同左